改正後

(条例第3条 の規則で指定する土地 の区域)

第2条 条例第3条 の規則で指定する 土地の区域は、次の表に掲げるものとす る。

略

(条例第6条第1号及び第2号 の規 則で定める区域)

第 5 条 条例**第 6 条第 1 号及び第 2 号** の規則で定める区域は、次の表に掲げるも のとする。

条例第6条第1号	m/z
の区域	略
条例第6条第2号	m éz
の区域	略

(条例第6条第1号 の規則で定める 規模)

める規模は、次の各号のいずれにも該当す るものとする。

(1) \sim (3) 略

(条例**第6条第3号** の規則で定める 小学校及び中学校の周辺区域)

第7条 条例第6条第3号 の規則で定 める小学校及び中学校の周辺区域は、次に 掲げる小学校及び中学校の校舎からおお むね 500 メートルの土地の区域(当該区域 と直接接することとなる開発区域外の道 路(以下「接続先道路」という。)に水道管 | 及び下水道管(汚水の処理を行うものに限 及び下水道管(汚水の処理を行うものに限

改正前

(条例第3条第1項の規則で指定する土地 の区域)

第2条 条例第3条第1項の規則で指定する 土地の区域は、次の表に掲げるものとす

略

(条例第6条第1項第1号及び第2号の規 則で定める区域)

第5条 条例第6条第1項第1号及び第2号 の規則で定める区域は、次の表に掲げるも のとする。

第6条第1項	m.to
第1号 の区域	略
第6条第1項	m/z
第2号 の区域	略

(条例第6条第1項第1号の規則で定める 規模)

第6条 条例**第6条第1号** の規則で定|第6条 条例**第6条第1項第1号**の規則で定 める規模は、次の各号のいずれにも該当す るものとする。

(1)~(3) 略

(条例第6条第1項第3号の規則で定める 小学校及び中学校の周辺区域)

第7条 条例第6条第1項第3号の規則で定 める小学校及び中学校の周辺区域は、次に 掲げる小学校及び中学校の校舎からおお むね 500 メートルの土地の区域(当該区域 と直接接することとなる開発区域外の道 路(以下「接続先道路」という。)に水道管

る。以下同じ。)が敷設されている区域に限 る。ただし、開発許可を申請する者自らが 接続先道路に水道管及び下水道管を新た に敷設する場合は、この限りでない。)とす る。

(1)~(5) 略

(条例<u>第6条第</u>3号 の規則で定める 規模)

第8条 条例第6条第3号 の規則で定 める規模は、開発区域の面積が3,000平方 メートル未満であることとする。

(条例**第 6 条第 4** 号 の規則で定める 鉄道駅の周辺区域)

第9条 条例**第6条第4号** の規則で定 める鉄道駅の周辺区域は、次に掲げる鉄道 駅の駅舎からおおむね300メートルの土地 の区域(接続先道路に水道管及び下水道管 が敷設されている区域に限る。ただし、開 発許可を申請する者自らが接続先道路に 水道管及び下水道管を新たに敷設する場 合は、この限りでない。)とする。

(1)~(6) 略

(条例**第 6 条第 4 号** の規則で定める 規模)

第 10 条 条例第 6 条第 4 号 の規則で 定める規模は、次の各号に掲げる建築物の 区分に応じ、当該各号に定める規模とす る。

(1) • (2) 略

(条例**第6条第8号** の規則で定める 規模)

る。以下同じ。)が敷設されている区域に限 る。ただし、開発許可を申請する者自らが 接続先道路に水道管及び下水道管を新た に敷設する場合は、この限りでない。)とす る。

(1)~(5) 略

(条例第6条第1項第3号の規則で定める 規模)

第8条 条例<u>第6条第1項第3号</u>の規則で定 める規模は、開発区域の面積が3,000平方 メートル未満であることとする。

(条例第6条第1項第4号の規則で定める 鉄道駅の周辺区域)

第9条 条例第6条第1項第4号の規則で定 める鉄道駅の周辺区域は、次に掲げる鉄道 駅の駅舎からおおむね300メートルの土地 の区域(接続先道路に水道管及び下水道管 が敷設されている区域に限る。ただし、開 発許可を申請する者自らが接続先道路に 水道管及び下水道管を新たに敷設する場 合は、この限りでない。)とする。

(1)~(6) 略

(条例第6条第1項第4号の規則で定める 規模)

第 10 条 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で 定める規模は、次の各号に掲げる建築物の 区分に応じ、当該各号に定める規模とす る。

(1) • (2) 略

(条例**第6条第1項第8号**の規則で定める 規模)

第 11 条 条例**第 6 条第 8 号** の規則で │ 第 11 条 条例**第 6 条第 1 項第 8 号**の規則で

定める規模は、拡大した後の敷地面積が 5 00 平方メートル以内とする。

(条例**第6条第9号** の規則で定める 規模)

第 12 条 条例第 6 条第 9 号 の規則で 定める規模は、建築物の延べ床面積が50平 方メートル以内とする。

(条例**第7条第3号**の規則で定める規 模)

める規模は、建築物の延べ床面積が 50 平 方メートル以内とする。

(区域図及び縦覧)

第 15 条 市長は、縮尺 5,000 分の 1 の図面 に、条例第3条で指定する区域及び条例第 6条で定める開発行為に係る区域(同条第1 号及び第2号に掲げる開発行為に係るもの に限る。)の範囲(これらの規定により当該 区域から除き、又は当該区域に含まない区 域を含む。)を表示し、公衆の縦覧に供する ものとする。

(浸水ハザードエリア)

第 17 条 都市計画法施行令(昭和 44 年政令 第 158 号) 第 29 条の 9 第 6 号に規定する土 地の区域は、水防法(昭和24年法律第193 号)第15条第1項第4号に規定する浸水想 定区域のうち、浸水した場合に想定される 水深が3メートル以上となる区域とする。

定める規模は、拡大した後の敷地面積が5 00平方メートル以内とする。

(条例第6条第1項第9号の規則で定める 規模)

第 12 条 条例第 6 条第 1 項第 9 号の規則で 定める規模は、建築物の延べ床面積が50平 方メートル以内とする。

(条例**第7条第1項第3号**の規則で定める 規模)

第 13 条 条例**第 7 条第 3 号** の規則で定 | 第 13 条 条例**第 7 条第 1 項第 3 号**の規則で 定める規模は、建築物の延べ床面積が50平 方メートル以内とする。

(区域図及び縦覧)

第	15	条	市長は
	,	第2	条で指定する区域及び第り

、 <u>界 4 宋 で f</u>	11年9日本	以及い男3宋	でル
める区域を、締	智尺 5,000 タ	分の1の区域	図と
して			
<u>U C</u>			

_____表示し、____縦覧に供する ものとする。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。